

質 問 回 答 書

2022 年 5 月 30 日

「(案件名) パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト(実施フェーズ)」

(公示日:2022年5月11日/調達管理番号:22a00112)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------------|---|---|
| 1 | P.3 4(3)日程 | 企画競争説明書に対する質問への回答の揭示が5月30日となっており、回答揭示からプロポーザル提出期限まで実質3日間となります。早期に質問をお送りした場合、質問への回答も可能な限り早めに揭示いただけますと大変ありがたく存じます。 | ご質問内容の確認に時間を要したため締切での回答となります点、ご容赦ください。ご確認よろしくお願いたします。 |
| 2 | P.22 プロポーザルに記載されるべき事項 | 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」のP.32 別添資料8によると、「1. コンサルタント等の法人としての経験、能力」のページ数上限は下記の通り(1社:12ページ、2者JV:18ページ)との理解でよろしいでしょうか?プロポーザル作成にあたり、ページ数及び文字数の遵守が重要と理解しておりますところ、念のためご確認いただけますでしょうか? 【1社の場合:計12ページ】 | 容易にご理解いただける記載となっておらず、申し訳ありません。ページ数上限については、ご理解のとおりです。 |

| | ページ 数上限 | 指定の様式等 |
|-----------------------|------------|------------|
| (1)類似業務の経験 | 2 | 様式4-1(その1) |
| | 3 | 様式4-1(その2) |
| (2)業務実施に当たってのバックアップ体制 | 5 | |
| | 1 | 様式4-1(その3) |
| (3)その他参考となる情報 | 1 | |
| 合計ページ | 12 | |

【2者JVの場合:計18ページ】

| | ページ 数上限 | 指定の様式等 |
|-----------------------|------------|------------|
| (1)類似業務の経験 | 4 | 様式4-1(その1) |
| | 6 | 様式4-1(その2) |
| (2)業務実施に当たってのバックアップ体制 | 5 | |
| | 1 | 様式4-1(その3) |
| | 1 | JV結成の必要性 |
| (3)その他参考となる情報 | 1 | |
| 合計ページ | 18 | |

【別添資料8より抜粋】

別添資料8

業務実施契約及び業務実施契約(単独型)におけるプロポーザルに記載する事項と分量

○業務実施契約

| 記載事項 | 様式 | ページ数上限 | |
|-------------------------------|------------------|-------------------|-------------|
| | | 1社 | 共同企業体 |
| 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 | | | |
| (1)類似業務の経験 | 様式4-1 (その1,2) | (その1) 2 (注 8) | (注1) |
| (2)業務実施に当たってのバックアップ体制 | 様式4-1 (その3) | (その2) 3 5 (注2) | 5 (注2) (注3) |
| 共同企業体を結成する必要性(共同企業体を結成する場合のみ) | | (その3) 1 | (その3) 1 |
| | | - | 1 |
| (3)その他参考となる情報 | - | 1 (注4) | 1 (注4) |

| | | | |
|----------|--|--|---|
| <p>3</p> | <p>P.7 第6条(4)実施体制 …対象3品目それぞれに設置されたワーキンググループ(合計3グループ(以下「WG」という)の全体の活動をとりまとめるプロジェクトコーディネーター、対象3品目それぞれに設置されたWGのプロジェクト進捗を把握し調整するジェネラルコーディネーター(牧畜副省から任命予定)…</p> | <p>「プロジェクトコーディネーター」と「ジェネラルコーディネーター」の役割について、下記の通りの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>①プロジェクトコーディネーター:各WGに1人のプロジェクトコーディネーターが配置され、各品目のパイロット活動及びモニタリング、官民連携の進捗を管理する。</p> <p>②ジェネラルコーディネーター:計3名のプロジェクトコーディネーターの上に立ち、3つのWGの活動進捗を管理する。</p> <p>上記の理解が正しい場合、牧畜副省から任命予定のジェネラルコーディネーターが豚肉だけでなく、トマト、マテ茶のWGについても調整を担うということになるでしょうか？</p> <p>また、P.7 図1には「ジェネラルコーディネーター」が記載されておきませんが、プロジェクトマネージャーとプロジェクトコーディネーターを繋ぐ立ち位置となりますでしょうか？</p> | <p>①プロジェクトコーディネーターは各WGに1人ではなく、トマトWGに4人(MAG1人、FECOPROD3人)、豚肉WGに4人(牧畜副省1人、FECOPROD2人)、マテ茶WGに4人(MAG1人、FECOPROD3人)です。彼らの役割はご理解のとおりです。</p> <p>②ジェネラルコーディネーターは、牧畜副省及びFECOPRODから1人ずつ選出され、各WGのプロジェクトコーディネーターの活動を把握し、プロジェクトディレクター及びマネージャーに報告します。</p> <p>ジェネラルコーディネーターの2名は、JCC体制図のプロジェクトチーム内のプロジェクトコーディネーターズのトップに位置します。</p> |
| <p>4</p> | <p>P.8 第6条(6) SHEP 課題別研修への参加に係る人選の助言</p> | <p>SHEP 課題別研修の開催時期の見込みについて、ご教示いただけますでしょうか？</p> | <p>2022年5月(南米向け:実施中)、2023年1月(中米向け)、2024年5月(南米または中米向け)、2025年1月(南米または中米向け)が開催時期の見込みとなります。</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| | <p>P.9～P.17 第7条のうち、豚肉 VC に関する業務内容について</p> | <p>P.4-5 第3条(8)に記載の成果2の活動のうち、豚肉 VC に関するものとして、2-3-1 から 2-3-10 の活動が提示されております。 他方、P.9～P.17 の第7条に提示されている業務の内容の中では、第3条の 2-3-5 から 2-3-9 に該当する業務が明記されておられません。 プロジェクトの実施期間やリソースに鑑み、より現実的な活動内容をコンサルタントより提案し、WG と協議して活動内容を再精査し、場合によっては PDM 変更もあり得ると考えても差し支えありませんでしょうか。</p> | <p>2-3-7～2-3-9 を含む豚肉 VC の業務内容については(11)の3)に記載しておりますので、これに基づきプロポーザルを作成ください。なお、活動 2-3-5、2-3-6 にある「広報計画」に関連する業務については記載が抜けておりましたので、(11)の3)の業務内容に、以下追記させていただきます。 ・既存の「広報計画」に記載された活動の優先順位付けと実施。販売促進のための豚肉のレシピ研究と発信。 PDM 変更について、ご理解のとおりです。</p> |
| 6 | <p>P.11 第7条(7)3) 3.1 官民調整ボードや生産者協会・グループへの参加実績(団体ごとの出席者数、回数)</p> | <p>脚注に「官民調整ボードは、MAG 及び FECOPROD 職員により構成され、官民連携に係る計画及び活動を調整する役割を担う。」とございますが、この「官民調整ボード」は、3 品目のWG あるいはプロジェクトチームとは異なる組織を別途立ち上げるのでしょうか？</p> | <p>ご理解のとおりです。3 品目のWGあるいはプロジェクトチームとは異なる組織を別途立ち上げることを想定しています。 官民調整ボードは、MAG 及び FECOPROD 職員により構成される予定ですが、プロジェクト関係者と協議し必要に応じて MAG 及び FECOPROD 職員以外のメンバーのゲストとしての参加も想定しています。例えば、「商品登録」に関わる組織など、直接生産には関わらない関係者も含めた広めの枠組みを作り、都度取り扱うテーマに応じて、必要な参加者/機関を招集することを想定しています。一方で WG は、農家への指導や研修、商品開発など、パイロット事業の活動を直接実施するメンバーで構成されています。</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 7 | P.11 第7条(7)3 3.3 少なくとも1つの競争力強化 ボード設置(トマト、マテ茶) | マテ茶については、脚注 27 に記載の機能を担うべき組織がすでに存在していると理解しております。その場合、既存の組織のさらなる機能強化や生産者視点の導入促進が指標となり得ると考えて差支えないでしょうか？ | 既存の組織・メンバーでは、本プロジェクトの推進役として十分ではない可能性があるため、メンバーの追加または改編を行い、競争力強化を図るための競争力強化ボードが機能する状態になることを指標と考えています。 |
| 8 | P.11 第7条(8) 第三国への視察研修・第三国からの専門家の招へい | 「実施することを想定している」が「実施はWG及びコンサルタントが活動に不可欠であると互いに合意した場合に限る」とあります。最終的な実施の是非は案件開始後にWGで協議する必要があるものと理解しましたが、プロポーザル提出時の見積書作成にあたっては、第三国研修及び専門家招へいに係る経費をすべて計上しておくことが望ましいということでしょうか？ | ご理解のとおりです。どのような国への視察、どのような国からの招へいが望ましいかをプロポーザルで提示いただき、その経費を本見積りに計上して下さい。 |

以上